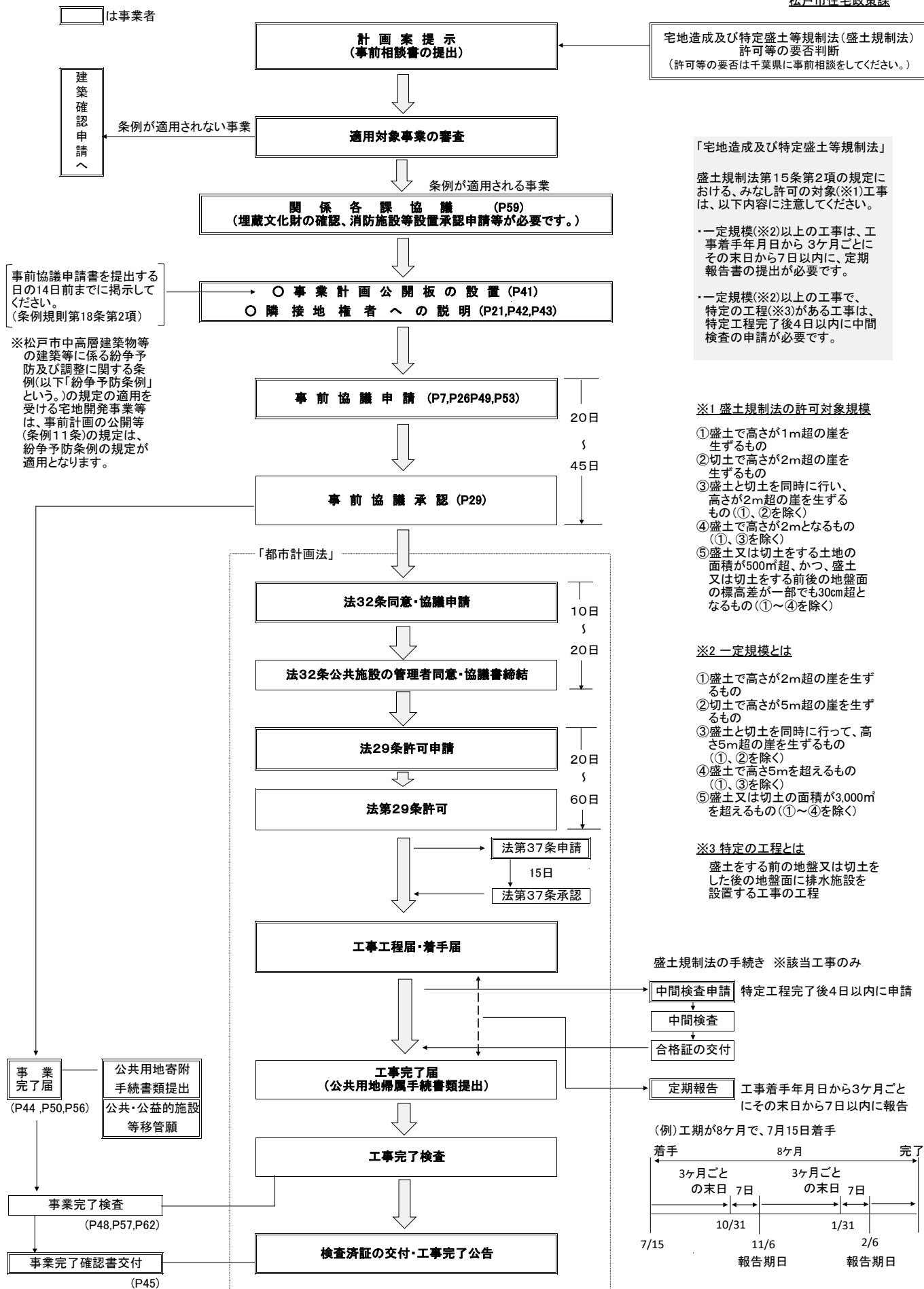


# 宅地開発事業等に関する手続図

令和7年4月

松戸市住宅政策課



宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)許可等の要否判断(許可等の要否は千葉県に事前相談をしてください。)

「宅地造成及び特定盛土等規制法」  
盛土規制法第15条第2項の規定における、みなし許可の対象(※1)工事は、以下内容に注意してください。  
・一定規模(※2)以上の工事は、工事着手年月日から3ヶ月ごとにその末日から7日以内に、定期報告書の提出が必要です。  
・一定規模(※2)以上の工事で、特定の工程(※3)がある工事は、特定工程完了後4日以内に中間検査の申請が必要です。

- ※1 盛土規制法の許可対象規模
- 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの
  - 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの
  - 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)
  - 盛土で高さが2mとなるもの(①、③を除く)
  - 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が一部でも30cm超となるもの(①～④を除く)

- ※2 一定規模とは
- 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの
  - 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの
  - 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)
  - 盛土で高さ5mを超えるもの(①、③を除く)
  - 盛土又は切土の面積が3,000㎡を超えるもの(①～④を除く)

※3 特定の工程とは  
盛土をする前の地盤又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

※松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争予防及び調整に関する条例(以下「紛争予防条例」という。)の規定の適用を受ける宅地開発事業等は、事前計画の公開等(条例11条)の規定は、紛争予防条例の規定が適用となります。

(注) 1 上記手続は一般的なものを示しており、公共財産等の廃止等を伴う場合は、これと異なる場合があります。  
2 日数は、標準的な事務処理の期間の目安を示したものです。  
3 P〇〇は、申請等の様式等を掲載している条例の冊子のページ番号です。  
4 設置する公共用地についての関係書類は、開発行為許可申請の手続きが必要な事業の場合は別に定める様式でお願いします。